

(目的)

第1条 この要綱は、国のGIGAスクール構想を受け、持ち帰り前提で整備した一人1台端末やAIドリル等の各種クラウドサービスを積極的に活用するため、垂水市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が管理する教育用情報機器等（以下「情報機器等」という。）を垂水市立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒に貸し出すことにより、学校が学習指導の一つとして行う家庭学習を支援することを目的とする。

(貸出を行う情報機器等)

第2条 貸出を行う情報機器等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 学習者用端末及び端末充電用ACアダプター（以下「端末等」という。）
- (2) モバイルWi-Fiルーター（データ通信SIMを付帯したもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、垂水市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、家庭学習で必要であると認める情報機器類等

(利用者)

第3条 情報機器等の貸出を受けることができる利用者は、垂水市内の学校に在籍する児童生徒とする。
2 前条第2号に規定する情報機器等の貸出を受けることができる利用者は、家庭におけるインターネット通信環境が整っていない（スマートフォン等のテザリング接続を除く。）世帯に属する者に限る。

(申込者)

第4条 情報機器等の貸出を申し込むことができる者は、利用者を養育する者（以下、「保護者等」という。）とする。

(情報機器等の貸出の可否及び貸出期間)

第5条 情報機器等の貸出の可否及び貸出期間は、利用者の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）が定める。
2 第2条第2号に規定する情報機器等の貸出については、台数が限られているため、1泊2日とする。ただし、祝日及び週末並びに長期休業中は、翌登校日に返却するものとする。

(費用)

第6条 情報機器等の貸出は、無料とする。

- 2 第2条第2号に規定する情報機器等の通信料は、市教育委員会の負担とする。
- 3 情報機器等を家庭で利用するための電気代、端末等を家庭のインターネット環境に接続して使用する場合の通信費その他の実費は、保護者等の負担とする。
- 4 情報機器等の紛失及び故意又は重大な過失による破損により、貸出情報機器等を原状に復するために要する経費は、原則、保護者等の負担とする。ただし、教育長は、保護者等の属する世帯の経済的状況又は過失の割合等を考慮し、保護者等の負担すべき費用の一部又は全部を市教育委員会の負担とすることができる。
- 5 経年劣化による故障等、利用者及び保護者等の責めによらない故障等に係る修繕費用は、市教育委員会の負担とする。

(申込)

第7条 端末等の貸出を希望する申込者は、垂水市学習者用端末等貸出申込書兼同意書（第1号様式）を、学校長に提出しなければならない。

2 第2条第2号に規定する情報機器等の貸出を希望する申込者は、垂水市モバイル Wi-Fi ルーター貸出申込書兼同意書（第2号様式）を、学校長に提出しなければならない。

（情報機器等の貸出）

第8条 前条の申請を受けた学校長は、申込・同意の有無を把握するとともに、家庭に持ち帰ることが必要と判断した場合は、垂水市教育情報機器等貸出簿（第3号様式。以下「貸出簿」という。）に必要事項を記載、申込者の児童生徒に情報機器等を貸し出すものとする。

2 利用者1人が借りることができる端末等は1台、第2条第2号に掲げる情報機器等は家庭に1台とする。

3 情報機器等の貸出を行った学校長は、教育委員会からの求めに応じて、貸出簿の写しを教育長に提出しなければならない。

（返却）

第9条 保護者等は、貸出を受けた情報機器等について、学校から返却を求められた場合は、速やかに当該情報機器等を学校へ返却しなければならない。

2 貸出期間中に利用者が所属する学校から転校しようとする場合は、転出日までに、情報機器等を返却しなければならない。

3 学校長は、学校の実態に応じて貸出期間を延長することができる。

4 学校長は、貸出期間を満了した情報機器等の返却を受けた場合は、貸出簿に返却日を記録するとともに、教育委員会からの求めに応じて、その写しを教育長へ提出しなければならない。

5 返却された情報機器等に故障等の異変を認めた学校長は、市教育委員会へ速報を入れた後、利用者及び保護者等から詳細に事情を聴取して垂水市教育情報機器等事故報告書（第4号様式。以下「事故報告書」という。）を作成し、教育長に報告しなければならない。

（遵守事項）

第10条 利用者及び保護者等は、貸出を受けた情報機器等の取扱いについて学校長の指導に従うとともに、細心の注意をもって情報機器等を管理しなければならない。

2 利用者及び保護者等は、貸出を受けた情報機器等を家庭学習以外の目的で使用してはならない。

3 利用者及び保護者等は、貸出を受けた情報機器等に対して次の各号のいずれも行ってはならない。

（1） 情報機器等に対して設定やパスワード等を変更し、又は新たに設定し、若しくは削除すること。

（2） 情報機器等に新たなソフトウェアを導入し、又は既存のソフトウェアを削除すること。

（3） 情報機器等が個別に有する ID 又はパスワードを目的外に使用し、又は持ち出すこと。

（4） 前3号に掲げるもののほか、情報機器等の教育利用を阻害する一切のこと。

4 情報機器等の紛失又は破損若しくは異変を認めた利用者及び保護者等は、速やかに学校長へ申し出なければならない。

5 前項の申出を受けた学校長は、市教育委員会へ報告後、利用者及び保護者等から詳細に事情を聴取して事故報告書を作成し、教育長に報告しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、教育用情報機器等貸出に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

垂水市教育委員会教育長 様
学校長 様

保護者等住所 垂水市
保護者等氏名
学校名 学校
児童生徒氏名

垂水市学習者用端末等貸出申込書兼同意書

家庭学習に取り組むに当たり、垂水市学習者用端末等の貸出しを申込みます。
なお、学習者用端末等の借用に当たっては、以下に記載した学習者用端末等借用上の遵守事項を守り、内容について同意します。

【学習者用端末等借用上の遵守事項】

※ 確認しましたら、（チェック）してください。

- 借用した機器は、学校や家庭のルールに従い、学習活動のみに使用します。
- 借用した機器の保証対象外となる盗難、紛失、故意又は重大な過失による破損等を生じさせた時は、その生じた損害に関する金銭その他による賠償の責任を負います（通常使用時の破損・故障や経年劣化によるものを除く。）。
- ※ 通常使用時の故障は保証対応。通常使用時の破損等は修繕費で対応します。
- 借用した機器の紛失又は破損若しくは異変等があったときは、速やかに学校へ連絡してください。
- 借用した機器を家庭で利用する際の電気代等の経費は保護者負担とします。
- 借用した機器の使用方法は、可能な限り自らで操作方法を理解し利用します。
- 借用期間満了後に、速やかに学校へ機器を返却します。
- 転出等により、市内の学校に通学しなくなった場合は、直ちに借用した機器を返却します。
- その他学校もしくは市教育委員会から指示ある時は、その指示に従います。
- 借用した機器に対して、次のいずれも行ってはなりません。
 - ・ 設定やパスワード等を変更し、又は新たに設定し、もしくは削除すること。
 - ・ 新たなソフトウェア等の導入又は既存のソフトウェア等を削除すること。
 - ・ 使用を認められた児童生徒以外が使用すること。
 - ・ 上記の他、情報機器等の教育利用を妨げる恐れのある一切のこと。

※ 学習者用端末の実際の持ち帰りについては、学校のルールに従い、児童生徒が申し出て、担任に許可を得た上で持ち帰ることになります。

※ 学校で原本を保管し、複写のものを市教委と保護者が保管します。

年 月 日

垂水市教育委員会教育長 様
学校長 様

保護者等住所 垂水市
保護者等氏名
学校名 学校
児童生徒氏名

垂水市モバイル Wi-Fi ルーター貸出申込書兼同意書

家庭学習に取り組むに当たり、家庭学習に利用できるインターネット環境がないため（スマートフォン等のテザリング接続を除く）、モバイル Wi-Fi ルーター1台の貸出を申込みます。

なお、モバイル Wi-Fi ルーターの借用に当たっては、以下に記載したモバイル Wi-Fi ルーター借用上の遵守事項を守り、内容について同意します。

【モバイル Wi-Fi ルーター借用上の遵守事項】

※ 確認しましたら、（チェック）してください。

- 貸与された機器は、学習者用端末のみに接続し、学習活動のみに使用します。
- 貸与された機器の保証対象外となる盗難、紛失、故意又は重大な過失による破損等を生じさせた時は、その生じた損害に関する金銭その他による賠償の責任を負います（通常使用時の破損・故障や経年劣化によるものを除く。）。
- ※ 通常使用時の故障は保証対応。通常使用時の破損等は修繕費で対応します。
- 貸与された機器の紛失又は破損若しくは異変等があったときは、速やかに学校へ連絡してください。
- 貸与された機器を家庭で利用する際の電気代等の経費は保護者負担とします。
- 貸与期間満了後に、速やかに学校へ機器を返却します。
- 転出等により、市内の学校に通学しなくなった場合は、直ちに貸与された機器を返却します。
- 貸与された機器の SIM カードの取り外しや、設定変更は行いません。
- その他学校もしくは市教育委員会から指示ある時は、その指示に従います。

※ 貸出台数に限りがあるため、常時貸出ではなく、学校内のルールに従い、学校長が家庭学習に利用することが必要と判断した場合に、その都度貸出を行います。

※ 学校で原本を保管し、複写のものを市教委と保護者が保管します。

第3号様式（第8条関係）

垂水市教育情報機器等貸出簿

学校

学年	児童生徒氏名	貸出情報機器等	貸出期間	返却日	学校確認	端末番号等
		<input type="checkbox"/> 学習者用端末 <input type="checkbox"/> 端末充電用 AC アダプター <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fi ルーター(通信 SIM) <input type="checkbox"/> その他()	～	・ ・		
		<input type="checkbox"/> 学習者用端末 <input type="checkbox"/> 端末充電用 AC アダプター <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fi ルーター(通信 SIM) <input type="checkbox"/> その他()	～	・ ・		
		<input type="checkbox"/> 学習者用端末 <input type="checkbox"/> 端末充電用 AC アダプター <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fi ルーター(通信 SIM) <input type="checkbox"/> その他()	～	・ ・		
		<input type="checkbox"/> 学習者用端末 <input type="checkbox"/> 端末充電用 AC アダプター <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fi ルーター(通信 SIM) <input type="checkbox"/> その他()	～	・ ・		
		<input type="checkbox"/> 学習者用端末 <input type="checkbox"/> 端末充電用 AC アダプター <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fi ルーター(通信 SIM) <input type="checkbox"/> その他()	～	・ ・		

第4号様式（第9条、第10条関係）

垂水市教育委員会教育長 様

学校校長

印

垂水市教育情報機器等事故報告書

貸出情報機器等に事故を認めたため、垂水市教育委員会情報機器等貸出要綱第9条第5項及び第10条第6項の規定により報告します。

児童生徒情報	住所	垂水市		
	氏名			
保護者等情報	氏名			
	連絡先			
事故のあった情報機器等の名称及び破損部位等				
事故等発生日（※不定の場合、初めて気付いた日時）	年	月	日（ ）	時 分頃
保護者等・児童生徒から連絡のあった日時等	年	月	日（ ）	時 分頃
	報告してきた者	（児童生徒との続柄： ）		
	報告を受けた者			
教育委員会に速報を入れた日時・委員会係員名	年	月	日（ ）	時 分頃 委員会係員名
事故等発生場所				
事故等発生の状況 ※ 聞き取った情報を詳細に記載すること。				
児童生徒及び保護者等に関する特別事情 ※ ある場合にのみ記入				

※ 用紙が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※ 写真などで状況が分かる場合は添付すること。